

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 議員連盟総会を開催
2. 施設の耐震化を推進 ～政府が平成25年度補正予算案を閣議決定～
3. 全社協・全養協からのお知らせ

《今号の同封物一覧(会員施設)》

今号での同封物はありません。

1. 議員連盟総会を開催

「児童の養護と未来を考える議員連盟」(会長：塩崎恭久衆議院議員)(以下、議連)は、12月4日に総会を開き、全養協、全乳協、全母協の3団体が参加しました。本会からは藤野会長はじめ7名が出席し、3団体連名で要望書を提出しました。同要望書では、①人員配置基準の早期改善、②養育支援体制の充実、平成26年度予算の概算要望事項の実現、④施設の耐震化交付金制度の継続を訴えました。

塩崎会長からは、社会的養護施設における人員配置基準の改善は最重要事項であり、今後の具体的な予算確保等に向け、議連参加議員と共に財務省主計局を訪れ、申入れを行いたい旨が提案され、全会一致で承認されました。

また、ふくだ峰之事務局長から参加議員に対し、地方版子ども・子育て会議をはじめ、地方



〔議連メンバーによる財務省への申入れ〕

における取組みの充実に向けて、各都道府県においても本議連と同趣旨の議連を設置してほしい旨、呼びかけがなされました。

その後議連では、塩崎会長の提案を受け、人員配置基準の引上などを柱とする『社会的養護の予算の充実を求める決議』(後掲)を採択し、12月11日、財務省主計局長に対し申入れを行いました。

同決議は、本会を含む社会的養護 3 団体による要望書の内容を踏まえ、議連でとりまとめられたもので、①受入児童数の拡大と家庭的養育環境の推進、②専門職を含む人材確保対策と児童の自立支援施策の強化、③施設の老朽化・耐震化施策の継続実施、④平成 27 年度における人員配置基準の引上げについて、その実現と予算の確保を求める内容となっています。

〔議連による決議文〕

社会的養護の予算の充実を求める決議

平成二十六年度の消費税引上げ（八％）による増収分より、五千億円程度を「社会保障の充実」に充て、そのうち社会的養護などの子ども・子育て支援に三千億円程度充てることとされている。ついでには、当議連として、社会的養護の充実のため、消費税財源の活用などにより、以下の点を実現するよう政府に対し強く求めるものである。

一 平成二十六年予算編成においては、

（一） 児童養護施設等の受け入れ児童数の拡大及び家庭的な養育環境の推進を図るための予算を確保すること。

（二） 虐待待児や障害児等の増加を踏まえた専門職員体制の強化、職員の人材確保対策や要保護児童の自立支援施策の強化など養育支援体制を充実すること。

（三） 児童養護施設等の老朽化、耐震化対策を継続実施すること。

二 児童養護施設等の人員配置基準の引き上げについては、少なくとも厚生労働省の「課題と将来像」の目標水準をいかなる場合にあっても平成二十七年に実現すること。

児童の養護と未来を考える議員連盟
 会長 塩崎 恭久
 事務局長 ふくだ 峰之

〔財務省への申入れに参加された議連メンバー〕(順不同、敬称略)

〔衆議院議員〕

塩崎恭久(愛媛 1 区)	北村誠吾(長崎 4 区)	谷 公一(兵庫 5 区)	菅原一秀(東京 9 区)
奥野信亮(奈良 3 区)	宮下一郎(長野 5 区)	富岡 勉(長崎 1 区)	ふくだ峰之(神奈川 8 区)
牧原秀樹(埼玉 5 区)	白石 徹(愛媛 3 区)	務台俊介(長野 2 区)	宮内秀樹(福岡 4 区)
堀内詔子(山梨 2 区)	山田賢司(兵庫 7 区)	牧島かれん(神奈川 17 区)	

〔参議院議員〕

上野通子(栃木県)	豊田俊郎(千葉県)
-----------	-----------

2. 施設の耐震化を推進

～政府が平成 25 年度補正予算案を閣議決定～

政府は 12 月 12 日に臨時閣議を開き、総額 5 兆 4,654 億円の平成 25 年度補正予算案を閣議決定しました。厚生労働省全体では 9,030 億円が計上され、本会が要望していた施設の耐震化に係る予算も、6 億円が盛り込まれています。

耐震化予算は、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害等に備え、児童養護施設等の防災対策を推進するために、①地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、②津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備等を図る必要があるとして、「児童養護施設等の耐震化等設備の推進（次世代育成支援対策施設整備交付金）」として盛り込まれました。なお、同予算では火災対策として、乳児院へのスプリンクラー整備の促進も含まれています。

このほか、「安心子ども基金の積み増し・延長」として、169 億円が計上されました。児童養護施設の関係では、施設内遊具の更新や学習用パソコンの購入等を行う「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」が、今年度末までの事業とされていますが、基金を積み増し実施期限を 1 年延長することとしています。また同基金については、調整中のものも含め、今後の取扱いについて厚労省より考え方が示されています。

なお、今回の補正予算案では、来年 4 月に予定されている消費税率の引上げに係る対応として、低所得者・子育て世帯に対する「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」3,420 億円が盛り込まれましたが、現在のところ「平成 26 年 1 月 1 日現在の所得状況をもって、対象者の判断がなされること」と、「児童福祉施設入所児については、子ども手当の支給に準じた対応を検討していること」が示されており、その他詳細については調整中となっております。

平成 25 年度補正予算案は、下記よりご確認ください。

《平成 25 年度補正予算(案)》

財務省 HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/hosei251212.htm

《平成 25 年度厚生労働省補正予算(案)》

厚労省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13hosei/dl/13hosei.pdf>

3. 全社協・全養協からのお知らせ

(1) インターネットによる財務諸表の公開義務化方針について

社会福祉法人のあり方については、近年社会的にも注目されていますが、経営の透明性の観点から、とりわけ財務諸表の開示が求められています。

本年5月31日には、厚労省が通知を発出し、平成24年度分の法人業務及び財務等に関する情報について、インターネット、広報等において公表することが必要であり、その具体的な方策について検討が進められることとなりました。

その後、6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」と「規制改革実施計画」では、社会福祉法人の財務諸表を公表してその透明性を高めることや、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年度中に結論を得て実施を進めること等が盛り込まれました。

これらを受け、11月18日に開催された「第3回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会」(厚労省)では、社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化すること等が、方針案として示されました。これまでの議論から、この方針案が実施に移されることが想定されます。

この取組みが、すべての社会福祉法人を対象とすることから、全国社会福祉法人経営者協議会は、インターネットによる公開が難しい法人・施設を支援するため、「会員法人情報公開ホームページ」を開始しました。

同協議会の会員法人は、下記ホームページよりサービスの利用が可能です。非会員法人については、入会登録が済み次第、サービスの利用案内が送られます。詳細は下記担当部までお問合せください。

経営主体が社会福祉法人である会員施設においては、上記を踏まえ、財務諸表のインターネットによる公開について、取組みをご検討ください。

【全国経営協ホームページ】 <http://www.keieikyo.gr.jp/>

全国社会福祉法人経営者協議会・事務局 (担当：福山)

全国社会福祉協議会 法人振興部内 TEL. 03-3581-7819

《全養協事務局よりお知らせ》

前号(平成25年12月3日発行)にて、No249とすべきところ、No248としてお送りしておりました。

お詫びのうえ訂正させていただきます。(今号はNo250となります)